

分別管理及び書類管理方針書

申請者
事業所名
住所
代表者の職氏名

令和 年 月 日作成

本方針書は、一般社団法人全日本木材市場連盟が作成した「違法性伐採対策に関する自主的行動規範（平成18年5月15日）」を受け、合法性、持続可能性の証明された木材・木製品（以下「証明材」という。）の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社において販売する製材品等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・分別管理を適切に行うため、_____を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・製材品等の入荷に当たっては、納品書等により証明材であるか非証明材であるかを確認する。
- ・製材品等の仕訳、販売に当たっては、証明材と非証明材が混在しないようにする。
- ・製材品等の保管に当たっては、証明材と非証明材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・製材品等の出荷に当たっては、証明材であることを確認の上、納品書に記載する。

（書類管理）

- ・分別管理責任者は、証明材及び非証明材に係る原木消費量及び製材品等の消費量を実績報告として取りまとめる。
- ・証明材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け、適切に記載する。
- ・証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。